

| | |
|--------------|---|
| <p>件 名</p> | <p>公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について</p> |
| <p>提案理由等</p> | <p>1 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 義務教育費国庫負担金の見直し及び部活動運営の適正化の取組を踏まえ、教員特殊業務手当について、所要の改正をするものである。</p> <p>2 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則 那須町立那須小学校が廃止になることに伴い、規則別表について、所要の改正をするものである。</p> |

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

義務教育費国庫負担金の見直し及び部活動運営の適正化の取組を踏まえ、教員特殊業務手当について、所要の改正をするものである。

二 規則案の内容

教員特殊業務手当の規定を次のとおり改める。

- ・ 修学旅行等引率指導業務（日額） 五千円（現行四千二百五十円）
 - ・ 対外運動競技等引率指導業務（日額） 五千円（現行四千二百五十円）
 - ・ 部活動指導業務（日額）
 - （二、三時間） 千八百円（現行千二百五十円）
 - （四時間以上（現行四、五時間））
 - 〃 三千六百円（現行二千五百円）
 - 〃 六時間以上） 廃止（現行三千七百五十円）
- （第十一条関係）

三 施行期日

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 条例第十三条第一項第二号及び第三号の業務 五千百円</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ 業務に従事した時数が二又は三の場合 千八百円</p> <p>ロ 業務に従事した時数が四以上 の場合 三千六百円</p> | <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 条例第十三条第一項第二号及び第三号の業務 四千二百五十円</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ 業務に従事した時数が二又は三の場合 千二百五十円</p> <p>ロ 業務に従事した時数が四又は五の場合 千五百円</p> <p>ハ 業務に従事した時数が六以上の場合 三千七百五十円</p> |

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)

一 規則案の趣旨

那須町立那須小学校の廃止に伴い、規則別表について、所要の改正をするものである。

二 規則案の内容

別表から、那須町立那須小学校を削除する。

三 施行期日

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成三十一年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|-------|-----------|---------------------|
| 別表 | | 別表 | |
| 学 校 | 所 在 地 | 学 校 | 所 在 地 |
| 略 | | 略 | |
| 那須町立那須中学校 | 略 | 那須町立那須小学校 | 那須郡那須町大字湯本 201の1 |
| | | 那須町立那須中学校 | 略 |

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)